科学技術動向 概 要

本文は p.30 へ

ポーター仮説とグリーン・イノベーション 一適切にデザインされた環境インセンティブ環境規制の導入一

環境保全と経済発展の両者を両立させるには様々な困難がある。しかし、環境保全におけるイノベーションによってその両立は可能になる、といった環境分野におけるイノベーションを経済発展・成長に結びつけようという発想が出てくるようになった。

このような発想の典型が「グリーン・ニューディール」で、リーマンショック直前の2008年7月にイギリスの団体が、エネルギー政策の再構築、環境再生事業による雇用の創出などの政策を提言した。また、米国でも環境関連技術の分野で200万人の雇用を創出する「グリーン・リカバリー」が提案された。オバマ候補(当時)が新エネルギー政策としてこの考えを取り入れ、大統領選挙に勝利すると、グリーン・ニューディールという言葉とともに、そのコンセプトが世界的な広がりを見せるようになった。日本でも、2000年代半ば以降は、グリーン・イノベーションが日本の経済停滞からの脱却、そして大震災以降は復興・再生の柱の1つとして位置づけられようになった。

この背景には、1990年代初頭以降に環境規制・政策とイノベーションの関係について幅広い議論をまき起こした「ポーター仮説」がある。ハーバード大学の経営学者マイケル・ポーター教授が表したもので、厳しい環境規制は、技術革新を刺激し、その結果、他国に先駆けて環境規制を導入した国の企業は他国企業に対して競争優位を得る、といった主張である。一般に環境規制・政策は、企業の利益を圧迫し費用負担を押し付けるものであり、企業の競争力を弱めるものと考えられているが、そのような常識に対して一石を投じた。その後、ポーター仮説については、広範な議論を巻き起こし、現在でも議論は続いている。

政府が適切な環境政策を行っていくためには、これまでに導入された環境規制(政策)がイノベーションを促進した事例に関する定性的な分析や、環境規制が企業利益あるいは 生産性に与えた影響に関する定量分析をこれまで以上に行うことが必要である。また、ポーター仮説が成立するとしても、その前提となる「適切にデザインされた規制」が導入される条件について、これまでの規制水準決定プロセスに関する検証を行い、イノベーションを促進するような規制水準を設定することができるプロセスのあり方を検討することが求められている。さらには、補助金などの助成政策や政府が自ら行う研究開発もイノベーションに対して大きな影響を与えるといった面もある。規制的な政策と助成政策をどのように組み合わせるかというポリシー・ミックスも、今後の重要な研究課題である。

科学技術動向研究

ポーター仮説とグリーン・イノベーション

―適切にデザインされた環境インセンティブ環境規制の導入―

伊藤 康 客員研究官

浦島 邦子 グリーンイノベーションユニット

/ はじめに

環境保全と経済発展の間には、 トレード・オフの関係があると考 えられることが多い。完全なト レード・オフになるかどうかに関 しては議論が分かれるとしても、 両者を両立させるには様々な困難 があるのは事実である。その困難 を乗り越えて初めて環境保全と経 済発展の両立が可能になるが、そ のためには何らかのイノベーショ ンが不可欠である。世界的に環 境問題の深刻さや重要性が認識さ れるにつれて、環境分野における イノベーションを経済発展・成長 に結びつけようという発想もでて くるようになった。日本でも「グ リーン・イノベーション」が成長 戦略の柱の1つとして掲げられている。イノベーションとは元来、 不確実なものであるから、それを 確実に引き起こすことはできないが、少しでもその可能性を高める ことが求められている。

本稿は、環境保全と経済発展を 両立させるようなイノベーション が起こる可能性を高める政策とは どのようなものであるかを明らか にすることを目的としている。は じめに環境保全・改善を実現する ことで経済発展・成長に寄与する ことを意図した米国や日本での 取り組み・戦略を概観する。次に 1990年代初頭以降、環境規制・政策とイノベーションの関係について幅広い議論をまき起こした「ポーター仮説=適切な環境規制を傾向した「ポーター仮説=適切な誘発する。ではイノベーションを誘発する。そして、きびないでは、は、では、ながらながらないでは、ながらないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでものにないで考察を行う。

2 成長戦略としてのグリーン・イノベーション

2-1

グリーン・ニューディール

環境分野におけるイノベーションを経済発展・成長に結びつけようという発想の典型が「グリーン・ニューディール」である。リーマンショック直前の2008年

7月にイギリスの New Economic Foundation という団体が、金融・財政の再構築などとともに、再生可能エネルギーへの展望を明示したエネルギー政策の再構築、環境再生事業による雇用の創出などの政策提言を行い、それを「グリーン・ニューディール」と名付けたのである¹⁾。

同じ頃米国では、Center for

American Progress という団体によって、環境関連技術の分野で200万人の雇用を創出する「グリーン・リカバリー」が提案された²⁾。2008年の大統領選で、オバマ候補(当時)がグリーン・リカバリーの考え方を新エネルギー政策として取り入れ、2008年9月に起こったリーマンショックによる大不況からの脱却のための景

気対策・雇用対策と結びつけた。 また、国連環境計画(UNEP)が 2008年10月に、「グローバル・ グリーン・ニューディール」と名 付けられたグリーン経済イニシア ティヴを立ち上げ3)、さらにオバ マ氏が大統領選挙に勝利すると、 グリーン・ニューディールという 言葉とともに、そのコンセプトが 世界的な広がりを見せるように なった。なお、「グリーン・ニュー ディール」というと、1930年代 の大恐慌期からの脱却を意図した ニューディール政策のイメージが 強いため、オバマ大統領自身の言 葉と思われがちであるが、オバマ 大統領自身は、公式の場で「グリー ン・ニューディール」という言葉 を使ったことはないとのことであ $3^{4)}$

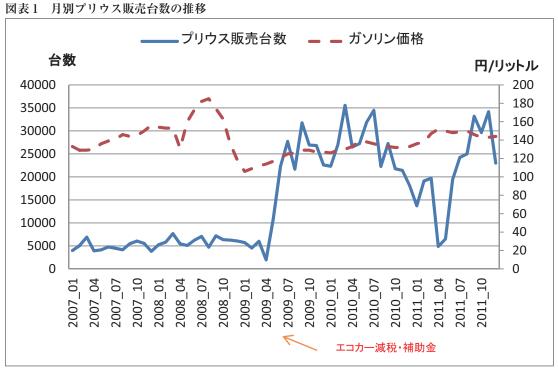
2-2

日本の成長・再生戦略

バブル崩壊以降、20年近く続

く経済停滞から脱却することが強 く求められている日本において も、「エコ・イノベーション」あ るいは「グリーン・イノベーショ ン」といった言葉が、様々なとこ ろで使われるようになった。環境 と経済の両立という点では、イノ ベーションという言葉こそ使われ ていないが、2009年4月にはリー マンショック後の景気対策とし て、一定の排出ガス基準等を満た す自動車 (エコカー) に対して、 大幅な自動車関連税の減税および 購入時の補助金が導入された(エ コカー減税・エコカー補助金)。 特にハイブリッドカー等の「次世 代自動車 | については、自動車重 量税と自動車取得税が全額免除と なったので、非常に大きな普及促 進効果があった。図表1は代表的 なハイブリッドカーの月別販売台 数の推移を示したものであるが、 減税・補助金導入以降、大幅な増 加が続いており、ガソリン価格上 昇に伴う販売台数の増加ではな く、明らかに減税・補助金の効果 が認められる。

2009年12月に閣議決定された 「新成長戦略-輝きのある日本へ」 では、「グリーン・イノベーショ ンによる環境・エネルギー大国戦 略」が「ライフ・イノベーション による健康大国戦略 | と並んで、 成長戦略の1つの柱とされるまで になった。ここでは、グリーン・ イノベーションとは何かという定 義は明確にはなされておらず、大 まかに「環境・エネルギー関連分 野でのイノベーション」といった 意味合いで用いられている。2020 年までの目標として、①50兆円 超の環境関連式市場、②140万人 の環境関連新規雇用、③日本の 技術を利用し世界の温室効果ガス 13億トン削減、が掲げられ、そ のための施策として①固定価格買 取制度拡充による再生可能エネル ギーの拡大、②住宅・オフィス等 の(CO₂)ゼロエミッション化、 ③革新的技術開発の前倒し、④規 制改革・税制のグリーン化を含め た総合的パッケージを活用した低 炭素社会実現に向けての集中投資 事業、があげられている。一口に



出典:日本自動車販売協会連合会ホームページ

(http://www.jada.or.jp/contents/data/index.html) および日本エネルギー経済研究所石油情報センター ホームページ (http://oil-info.ieej.or.jp/price/price.html) より科学技術動向センター作成

環境分野といっても非常に幅広いが、この新成長戦略でグリーン・イノベーションの対象として考慮されているのは、地球温暖化防止に関わる分野である。世界的に地球温暖化防止に取り組まなければならないのは明らかであることから、温暖化防止に関わる分野は有望な成長分野であり、「低炭素化」への移行に伴う需要拡大により、環境保全(=地球温暖化防止)と経済成長を両立させようという「戦略」であった。

さらに、2012年7月に閣議決 定された「日本再生戦略」では、 東日本大震災および福島第一原子 力発電所事故を踏まえ、原発依存 度の低下が新たな課題となり、「グ リーンへのシフトを、いかに我が 国の成長につなげるかが極めて重 要な課題である。そのための戦略 がグリーン成長戦略であり、現在 の我が国にとって、最優先で取り 組むべき事項といえる」とされて いる。また、「グリーン・イノベー

ションという情報通信技術とエネ ルギー関連技術が結びついた大き な技術革新の波」、あるいは「グ リーン・イノベーションは、エネ ルギーという分野にとどまらず、 通信、交通・自動車、建物、都市、 医療、安全、安心などの分野との 新結合により、イノベーションの 連鎖を起こし、社会の変革、新し い産業の創出、産業構造の深化を 実現するものである | といった記 述がある。これらを見ると、グリー ン・イノベーションとは単に環 境・エネルギー関連分野における イノベーションにとどまらず、他 の部門との「新結合」を意味して いるようにも見えるが、明確な定 義がなされているわけではない。

いずれにせよ 2000 年代半ば以降は、グリーン・イノベーションが日本の停滞からの脱却、そして大震災以降は復興・再生の柱の1つとして位置づけられようになった。グリーン成長を社会の大変革につなげていくための政府の

役割として、①目標の「見える 化」と共有、②競争的な市場の創 造、③規制・制度の見直し、④新 しい公共財/プラットフォームの 整備、⑤リスクの管理・補完、⑥ グローバルな視点での官民による 市場戦略、の6つがあげられてい る。すなわち、「目標を明確に示し、 イノベーションの障害となってい る既存の規制等があれば、それを 緩和・改革する。イノベーション の基礎となる様々なインフラスト ラクチャーの整備を行う。民間だ けではリスクを負いきれない研究 開発投資に関しては、政府が何ら かの形で助成を行う。| というこ とである。再生戦略は、文字通り 国全体の戦略を示すものであるか ら、詳細は述べられていないとし ても、潜在的な成長分野である環 境・エネルギー分野における「イ ノベーション | に対する障害を除 去することに重点が置かれている。

→ 「制約」の重要性:ポーターの問題提起

環境・エネルギー関連部門が今 後の成長分野の1つであること は、恐らく間違いないであろう が、どの程度その部門の成長が見 込めるかは、他の部門と比較して 現段階では政策によって左右され る部分が大きい。再生可能エネル ギーを例にとると、固定価格買取 制度のような再生可能エネルギー 事業者にとっての助成的措置だけ でなく、それ以外の電源に対する 何らかの制約となるような環境規 制(政策)も影響を与える。むし ろ、環境規制による制約、あるい は明確な目標の設定によって方向 性がある程度定められ、固定価格 買取制度などのような措置はその 方向への変化を促進する手段と位 置づけられる。

しかし、一般に環境規制・政策 は、企業にとって利益を圧迫する、 望ましからざる費用負担を押し付 けるものであり、必然的に企業の 競争力を弱めるものと考えられて いる。それ故、環境破壊による被 害が発生している場合でも、環境 規制の導入には産業界を中心に強 い反対が起きることが多い。それ に対して環境規制導入を支持する 側は、規制がもたらす経済的打撃 はそれほど大きくない、あるいは たとえ打撃が大きかったとしても 人の健康や貴重な環境を守る必要 があるといった主張をすることが 一般的であった。立場の違いこそ あれ、環境規制は経済にとってマ イナスになる、すなわち環境保全 と経済発展の両立は極めて困難で あるという点では一致している場合が多かったといえる。

このような環境規制は競争力を 弱める、両者の間にはトレード・ オフが存在するという「常識」・「通 念」に対して、ハーバード大学の 経営学者マイケル・ポーター教授 は一石を投じた。Porter [1991] に おいて、「厳しい環境規制は、費 用節減・品質向上につながる技術 革新を刺激し、その結果他国に先 駆けて環境規制を導入した国の企 業は国際市場において他国企業に 対して競争優位を得る」という主 張がなされたのである⁵⁾。環境規 制がマクロ経済全体に対して与え る影響は、汚染除去・公害防止投 資の有効需要創出効果があるので 必ずしもマイナスにならないとい

う議論は、これまでも度々行われてきた。すなわち、汚染を大量規 が事た。すなおち、汚染の排出規制が導入されば汚染除去設備のない。 でも変素は、汚染の排出規制の でも変素は、汚染の排出規制の でも変素は、汚染の排出規制の でも変素は、汚染のが発生の でも変素になるが、 の費用負担を余儀なが、、 のではない、 をできるが、のではない。 でものではない。 でするがはない。 でするがはない。 でするがはない。 を者しるが、がはない。 が増加するがはない。 を者の効果の方とならないがはない。 を者の効果の方とない。 でもないがはない。 を者の対しない。 を者の対しない。 を者のがはない。 を者のがはない。 という議論である。

しかしポーターがここで主張したのは、規制により費用負担を強いられる産業に属する個々の企業も、イノベーションが誘発されることによって競争力が向上する。彼はその根拠として、米国の産業が国際であるとして、また様々な面でも比較的環境が国際競争でを強めたこと、また様々な面でと、また様々な面でとと、また様々な面でとと、また様々な面でとと、また様々な面でとと、また様々な面でとと、また様々な面でとと、また様々な面でとと、また様々な面でとなりもGNPや生産性の上昇率(当時)が高かったことなどをあげている。

このポーターの主張は、元々は 分量1ページの論文というより は「記事」というべき記述におい て述べられたもので、議論を十分 に尽くしたものとは言い難かった が、著者が非常に著名な研究者と いうこともあってか、その後この 主張は度々引用され、「ポーター 仮説」(Porter Hypothesis)と称 せられるようになる。さらに経済 学専門誌の Journal of Economic Perspective に掲載された Porter & van de Linde [1995] において、

改めて同様の主張がなされた⁶⁾。 そこでのポーターらの主張は、「適 切に設計された環境規制は、それ に対応するためのコストの一部あ るいは全額以上を相殺するイノ ベーション(イノベーション・オ フセット)を誘発する」というも のである。非常に多くのケースス タディを引用しながら、「競争優 位は静学的効率性や固定された制 約の下での最適化ではなく、制約 自体をシフトさせるイノベーショ ンの能力に依存する。厳しい環境 規制もイノベーション能力を刺激 することによって、競争力を高め ることができる。意思決定の際に 企業はつねに最適な選択を行って いるとは限らないため、適切にデ ザインされた環境規制の導入に よって、何らかの原因で看過され ている潜在的な技術革新の機会が 顕在化する | と述べた。

この「厳しい環境規制はイノ ベーションを誘発し競争力を向上 させる」という仮説は、特に日本 にとってなじみが深い考え方かも しれない。日本は1970年代前半 から半ばにかけて厳しい自動車排 気ガス規制を課し、その基準を クリアする技術の開発を行いなが ら、その後、自動車産業の競争力 を飛躍的に高めた経験を持つから である。既に1960年代には自動 車排気ガスによる大気汚染被害が 発生していた米国は、自動車排気 ガスに含まれる一酸化炭素、窒素 酸化物等を 1976 年までに 10 分の 1にする「大気清浄化法」(通称 マスキー法)を1970年に成立さ せた。自動車排ガスによる大気汚 染被害が深刻化し始め、また米国 への輸出が増加しつつあった日本

においても、米国と全く同様の排 気ガス規制の導入が議論された。 しかし米国では、「ビッグスリー」 による強力な反対もあって、規制 の導入は大幅に延期され続け、排 気ガスを大幅に浄化する技術の開 発は十分に行われなかった。一方、 日本でも米国の規制実施延期をう けて、大手自動車メーカーをはじ めとした規制実施延期の声が強く なったが、大気汚染被害に直面し ていた大都市地方自治体の首長ら による規制完全実施の要求や、規 制実施を契機にシェア上昇を目指 した下位メーカーが必ずしも規制 大幅延期を望まなかったこともあ り、当初の予定よりも2年遅れは したものの1978年には当初の厳 しい排ガス規制が導入されること となった。その後の日米の自動車 産業の推移は対称的である。排ガ ス規制を大幅延期した米国では、 自動車産業は苦境に陥った一方、 日本車は米国市場で品質が評価さ れ、大幅に売り上げを伸ばした。 日米の排気ガス規制およびその後 の自動車産業のパフォーマンスの 対称的な動きから、排気ガス規制 は単に排ガス浄化技術の開発・普 及にとどまらず、燃費向上等、他 の技術を向上させ、日本車の競争 力向上につながったと評価されて いるのである。

ただし、ポーターのオリジナル 論文では、マスキー法をめぐる事 例に関して、米国の自動車メーカーが規制導入の影響を過大評価 したことについて触れられている だけで、日米の自動車産業の対比 という形で論じられているわけで はない⁷⁾。

4

ポーター仮説とは何か?

4-1

ポーター仮説の「分類」

ポーターの主張は、学界だけでなくビジネス界にも非常に大きなインパクトを与え、環境政策のあり方等に関して広範な議論を巻された議論は続いている。しかし、ポーターが紹介した事例には様なタイプのイノベーションが含まれており、若干の混乱が見られる。Jaffe and Palmer [1997] は分析上の混乱を避けるため、ポーターの主張を以下のように「狭い」、「弱い」および「強い」の3つのバージョンに分類した。

1) 狭いポーター仮説

狭いバージョンとは、被規制者の創意工夫が認められるような環境規制はイノベーションを誘発する、というものである。当然、それはどのような規制かが問題になる。様々な環境政策手段が技術に対してどのような影響を与えるかということは、環境経済学における大きな関心の1つであった。イノベーションを誘発するような政

策手段は「動学的効率性」に優れ た制度であり、目標とする水準を 達成するためにかかる社会全体の コストの小ささを基準とする「静 学的効率性」と並んで、環境政策 手段の重要な評価基準となってい る。これまで多くの理論分析が行 われてきたが、概ね汚染排出基準 を定めるような直接的な規制より も、排出課徴金(環境税)や排出 許可証取引のような経済的手段の 方がイノベーションを促進すると いう結果が得られることが多い。 その理由は、直接規制の下では排 出基準までしか汚染の排出を抑制 するインセンティヴが働かないの に対して、経済的手段では汚染を 排出する限り負担が生じるので、 排出削減にかかるコストに依存す るが、継続的に排出削減インセン ティヴが働くことが期待できるか らである。

ポーターも、生産プロセスにおける技術指定といった企業の創意 工夫が困難な規制ではなく、汚染排出総量の規制等、達成される結果のみを問うような規制 = 適切にデザインされた規制にすることが重要であるとし、米国における環境政策手段のあり方を問題にし、さらに市場メカニズムを利用した 政策手段の優越性も指摘している ので、この点では「主流派経済学」 の主張とほとんど変わらない。む しろ、これを実証することは主流 派経済学の課題となっている。

2) 弱いポーター仮説

弱い仮説は、環境規制は投入要 素や生産される財・サービスの相 対価格を変化させるので、「ある 種の|イノベーションを誘発する というものである。一般に「ある 種の一とは、環境負荷を低減する ような、ということになる。環境 規制は企業に対して何らかの対応 を迫るものであるから、それによ り環境負荷が低い技術が開発され 普及すれば、この狭い仮説は成り 立つ。これは当然のことと考えら れるかもしれないが、環境規制に 対して生産量の減少や環境規制が 緩い国・地域へ転出するという対 応もあり、その場合はイノベー ションは起きない。これまで導入 されてきた環境規制により、多く の低環境負荷技術が新たに開発さ れ、また大規模に普及してきたと いう事実を見ると、この「弱い仮 説 | はかなりの程度成り立ってき たと考えられる。ただし、弱い仮 説が成立したとしても、環境規制

図表1 ポーター仮説の3分類

狭い仮説

・被規制者の創意工夫が認められる環境規制の方がイノ ベーションを誘発する

弱い仮説

・適切にデザインされた環境規制は何らかのイノベーションを誘発する(生産性を向上させるようなものとは限らない)

強い仮説

·適切にデザインされた環境規制は費用を上回る便益をもたらすようなイノベーションを誘発する

に対応できるようなイノベーションを誘発するというだけで、それが規制の影響を受けた企業の競争力を向上させるようなイノベーションかどうかは問題としていない。もし、規制によって研究開発のための資金が競争力を向上させるためではなく、規制への対応のためだけに利用されれば、競争力や生産性の低下を引き起こす可能性は否定できない。

3) 強いポーター仮説

「適切に設計された環境規制は、 企業の視野を広げ、それまで かなかった技術革新の機会を追及 するようになることで、規制を で、規制を をもたらすイノベーショる。 をもたらすイノベーショる。 かち、環境規制という外性的様な わち、環境規制という企業なわち、環境規制という企業 を非効率の存在に気づき、、コョン な非効率の存在に気づきで、コョン な非効なということである。

この「強い仮説」こそが、ポー ターが本来意図したと思われる仮 説である。環境規制によってこれ まで看過されてきた技術革新が顕 在化するという経営学者ポーター の主張に対しては、「主流派」経 済学者の側からは厳しい批判が投 げつけられた。その最も代表的な ものは、Porter & van de Linde [1995]と同じジャーナルに掲載さ れた Palmer et al., [1995] である。 Palmer et al., [1995] らは、環境規 制を強化することで利益を増大さ せることが可能であるなら、合理 的な企業が構造的にそのような機 会を見逃すことはない、ポーター らの議論はフリーランチが存在す るといっているのに等しいと主張 し、ポーター仮説の妥当性を理論 的に否定した8)。

ポーターらはケーススタディを 根拠に競争力強化の「可能性」を 論じているのに対し、Palmer et al., [1995] は合理的な企業を前提 にした理論分析においては特殊な 状況を設定しない限り競争力を向 上させるのは不可能と論じてい る。Palmer et al., [1995] も、企業 がつねに最適な選択を行っている とは信じているわけではないと言 明しているが、最適な意思決定を 基礎とする (新古典派) 経済学と 進化的な(evolutionary)な枠組 みに基づいたポーターらの方法論 の相違もあるためか、両者の議論 は必ずしも噛み合っているとはい えない。ポーターらのように環境 規制によって競争力を向上させた 事例をいくら挙げたとしても、利 潤極大化を目指す合理的企業のモ デルからは、規制がなければ競争 力はより強化された、という反論 が可能になる。

いずれにせよ、ポーター仮説が成立するかしないかは、極めて実証的な問題である。以下、ポーター仮説に関する実証研究について概観してみる。

4-2

ポーター仮説の検証

環境政策とイノベーションの関 係については、これまで非常に多 くの実証(定量)分析が行われてき た。Ambec et al., [2011] は、これま でに行われた環境政策とイノベー ションの関係に関する主な実証研 究の一覧表を作成しているが⁹⁾、 Taffe and Palmer [1997] による分 類でいう「弱いバージョン」=「環 境政策は何らかのイノベーション をもたらす」に関しては、多くの 実証分析が肯定的な結果を示して いる。この結果を逆の面から述べ れば、環境規制が導入・強化され ても、多くの企業はすぐに環境規 制が相対的に緩い海外への移転を したりはせず、規制に対応するた めの努力を行うということを示し

ている。一方、「狭いバージョン」 = 「環境税等の経済的手段はより 一層イノベーションをもたらす」 は、理論的には大方の同意を得て いるものの、定量的には必ずしも それを支持する結果が多いわけ ではない。Kemp and Pontoglio [2011]は、環境政策とイノベー ションに関する実証分析を包括的 にサーベイした上で、「環境税が 直接規制か」といった環境政策の 手段の選択は、環境政策の強度と 比較して、決定的な影響を与えて いないと述べている10)。実際、環 境税は漸進的な技術普及には効果 的なことが多いが、画期的なイノ ベーションをもたらしたという研 究結果はあまりない11)。これは、 例えば汚染の排出量に応じて課税 されるようなタイプの環境税が効 果的であるためには、ある程度税 率が高くなければならないが、高 い税率の環境税を導入することは 現実的には極めて困難であるため 低い税率にとどめざるを得ず、イ ノベーションを促進することがな かったということであろう。ある いは、環境税等の政策手段が導入 されるのは、直接的な規制が導入 されてからしばらく経ってからの ことが多いので、既に重要な技術 開発は行われてしまっており、研 究開発に関する限界的な生産性が 低下している可能性もある。

4-3

環境規制が イノベーションをもたらす メカニズムの解明

適切にデザインされた環境規制は企業の競争力、あるいは生産性を向上させるという「強いポーター仮説」は、「価格が上昇すれば需要が減少する」といった、他の条件が一定であれば一般的に成立する「法則」のようなものではなく、確かに成立することは少ないかもしれない。しかし、多少生産性は低下するとしても、それが許容でき

る程度の低下で済む場合まで広げれば、成立するケースは増えると考えられる。「環境規制によって大きなマイナスの影響を与えないようなイノベーションが起こる」といったケースまで含めて、どのような条件下で成立するか、そのメカニズムを明らかにする必要がある。

そのためには、これまでに導入 された環境規制(政策)がイノベー ションを促進した事例に関する定 性的な分析や、環境規制が企業利 益あるいは生産性に与えた影響に 関する定量分析をこれまで以上に 行う必要がある。上述の1970年 代の自動車排気ガス規制がイノ ベーションに与えた影響について も、今日においてさえ未だ議論が 分かれている¹²⁾。このことからも 明らかなように、そのメカニズム の解明は簡単ではない。環境政策 だけでなく、それ以外の政策やそ の他の企業固有の要因も、企業利 益や生産性、イノベーションに対 して影響を与え得る。そもそも環 境規制自体、企業・事業所が立地 する地域等によって、その強度は 異なることが一般的である。従っ て、特に環境規制の影響を定量的 に明らかにするには、環境規制 以外の要因をコントロールしなけ ればならず、そのためには得られ る情報量が圧倒的に多い企業レベ ルあるいは事業所レベルのデー タ (個票データ)を用いた分析が 求められる。個票データは、企 業・事業所に対して研究者が質問 票調査を送付することでも得られ るが、公的なものでなければ高い 回収率は期待できず、また調査に とって不可欠であるが企業の側が 公表を望まない項目も多いと思わ れるので、国や地方自治体が様々 な統計を作成するために実施する 調査の個票が利用できれば、それ が望ましい。その際には、異なる 統計調査から得られた個票データ の横断的な利用が必要になること もあるだろう。

しかし、日本では企業レベル・ 事業所レベルの個票データの利用 は、環境政策の研究に限らず、必 ずしも活発ではない。それは、様々 な統計を作成するために公的機関 が収集・作成した個票データの二 次的利用(目的外利用)に対して 厳しい制限が課されているからで ある¹³⁾。2009年に統計法が改正 され、以前と比較すれば個票デー タの利用可能性は高まったが、少 なくても個人の研究者にとっては 依然として制約が大きいと言わざ るを得ない。何らかの秘匿義務を 課したり、匿名化といった措置が 必要であるとしても、より柔軟な利 用が可能になることが求められる。

「適切にデザインされた規制」の導入を可能にするには

5-1

「適切にデザインされた 規制」の導入の困難さ

どの分類のポーター仮説も成立 するには、環境規制が適切にデザインされることが前提である。しかし、これまでその条件に関して 十分に検討されてきたとは言い難 い。「適切なデザイン」には、適切な政策手段の選択・設計と、適切な強度・水準の設定という2つの側面がある。さきに、世界各国で導入されてきた環境税が画期とがほとんどなかったのは、高い水準に税率を設定することが極め、環であるからと述べた。環境であるからと述べた。環境であるからとは特に困難であるからとは特に困難に対率を設定することは特に困難

であるが、厳しい水準=効果的な水準に設定することが困難であることが困難であることが困難でないれ全なかれ全なかれ全なが、規制(政策)に共通しては厳いとは、規制でもなく、規制ではないがあるではないでではないではないでではないでではないででででででででであるを得ないし、逆にというながではでいるができないででででであるとど努力せずに達成可能な水準にといるができない。

ノベーションも期待できない。かなりの努力をしなければ達成できないが、達成不可能ではない水準を設定する必要がある。

政府が汚染の排出あるいはエネ ルギー効率に関する環境規制(排 出基準あるいは効率基準)を導 入・強化する場合、事前に関連す る企業に対して、規制への対応の 技術的可能性等に関してヒアリン グを行うのが一般的である。その ヒアリングの場で、多くの企業が 「技術的に不可能」と回答したら、 政府がそのような規制を導入する ことは事実上極めて困難になる。 しかし、「不可能」という回答とし たからと言って、本当に技術的に 不可能とは限らない。規制導入・ 強化によるコスト負担増を避ける ために、そのように回答しただけ だとしても、政府が企業の外部か ら技術的可能性を検証することは 極めて困難である。すなわち、企 業は「情報の非対称性」を利用し て、規制水準決定に関する政府の 対応を変え得る。

5-2

トップランナー方式の 適用拡大

こうした現実を踏まえると、規 制基準設定に際しては「トップラ ンナー方式」の考え方を適用する ことが重要である。トップラン ナー方式とは、改正省エネルギー 法(1998年)において取り入れ られた、電気機器や自動車等の省 エネ基準設定方式である。それま では、平均的なエネルギー消費効 率を若干上回る程度の目標値を 設定していたが、トップランナー 方式では、現段階で商品化されて いるものの中でエネルギー効率が 最も優れた製品の値をベースにし た上で、技術開発の見通しを考慮 しながら基準設定するという方式

に変更された¹⁴⁾。その基準を満た さない製品については、製造業者 に対して勧告等の措置が講じられ る。目標とするエネルギー効率を 「先頭を走っている」製品に合わ せることによって全体の底上げを 図ることから「トップランナー方 式」と称されている。これは、技 術開発の状況を政府が企業の外側 から正確に把握することが困難で あるという事情を踏まえた上で、 情報の非対称性を利用した規制水 準設定への影響力行使の可能性を 低め、省エネ技術の開発を促進す ることを意図した制度と言える15)。 もし、ある企業が技術開発を積極 的に行わず、低いエネルギー効率 水準しか達成できなかったとして も、他企業が高いエネルギー効率 を達成可能であれば、その水準が 基準として設定され、低い効率し か達成できない企業は大きな不利 益を被ると予想される、逆に他の 企業が達成できない水準を達成で きる企業は競争上優位に立てるの で、どの企業にも技術開発を積極 的に行うインセンティブを与える と考えられるからである。トップ ランナー方式による基準設定は今 のところ、製品に対する省エネ基 準に対してしか設定されていない が、この考え方は生産プロセスを 含めた汚染排出基準の設定に対し ても適用可能である。

けではない。これらは全て、基準 設定プロセスに係る問題である。 理念としてトップランナー方式、 あるいはそれに類する方式が採用 されたとしても、基準設定プロセ スの在り方次第では、理念とは程 遠い規制水準が設定されてしまう かもしれない。

5-3

基準設定プロセス検証の 強化

規制基準設定の際には、関連す る審議会の下に部会あるいはワー キンググループが作られ、そこで 行われる技術的な詳細な議論を経 て決定される。実質的な議論の場 には、関連する業界関係者と研 究者が加わることが一般的であ る。これまで基準設定の具体的プ ロセスは、メディアを通じて断片 的な情報が報道されることはあっ ても、その詳細に関する検討は十 分に行われてこなかった。基準設 定プロセスで、社会にとって望ま しい水準が自動的に決定されるわ けではない。このプロセスは利害 関係者による一種の交渉の場であ り、そもそも「社会にとって望ま しい基準」が不明である中で、諸 事情を考慮しながら手探りで基 準を決定していかなければならな い。そして手探りであるにもかか わらず、その水準はイノベーショ ン等に大きな影響を与え得る。過 去に行われてきた様々な規制基準 設定プロセスの詳細な検討を通じ て、どのような基準設定の考え方 が望ましいのか、現実の決定プロ セスにおいて、基準設定の理念は 実現できているか、そして基準設 定プロセスにおける業界関係者や アカデミアの役割を明らかにする ことが改めて求められている。

√ 提言─グリーン・イノベーションの促進のために

ポーター仮説の妥当性については未だ決着はついていないが、ポーターの問題提起、あるいはポーター仮説をめぐって行われてきた議論は、今日においても環境に関する課題がイノベーションに与える影響について重要な論点を提供している。

文部科学省では、「社会および 公共のための政策」の実現に向 け、研究開発システムの改革を推 進することで、科学技術イノ高め ることを目的として、「政策の とを目的として、「政策の とを目的として、「政策が とを目的として、「政策が とを目的として、「政策が とを目的として、「政策が の科学」の推進が実施さい は課題対応等に向いた 政策を立案する「客観的根拠に基 づく政策形成」の実現に向整備 に加えて、新たに政策オプシムを に加えて、 野に加えて、 戦略的創造研 究推進事業(社会技術研究開発)

として、自然科学に加え人文・社 会科学の知見を活用し、広く社会 の関与者の参画を得た研究開発に より、社会の具体的問題を解決す ることと、安全・安心な都市・地 域の創造のための実践型研究開 発や研究開発成果の社会実装等を 一層推進することが計画されてい る。つまり、本稿で取り上げたポー ター仮説の考え方は、上記の研究 開発テーマにまさしく適合し、経 済を中心としたイノベーションの アプローチでは限界があることか ら、段階的な技術開発プロセス、 つまりテクノロジーマネージメン トが重要であることを意味する。

引き続き、定性的・定量的両面から、様々な政策がイノベーションに与える影響、あるいは環境規制がイノベーションを促進する場合の条件について研究を行う必要がある。しかしポーター仮説が成立するにしても、その前提となる

「適切にデザインされた規制」が 導入される条件については、必ずしも十分に検討されてきたわけではなかった。これまでの規制水準決定プロセスに関する検証を行い、イノベーションを促進するような規制水準(不可能ではないが達成のためにはかなりの努力が必要な水準)を設定することができるようなプロセスのあり方を検討することが求められている。

本稿においては、環境政策の中でも規制的な政策とイノベーションの関係を中心に論じてきたが、補助金等の助成政策や政府が自ら行う研究開発もイノベーションに対して大きな影響を与える。特に2-2で述べたように、技術の当たという点では、助成政策は強力な手段となり得る。規制的な政策と助成政策をどのように組み合わなも、今後の重要な研究課題である。

参考文献

- 1) New Economic Foundation [2008], A Green New Deal: http://www.neweconomics.org/publications/green-new-deal
- 2) Center for American Progress [2008], Green Recovery: http://www.americanprogress.org/issues/green/report/2008/09/09/4929/green-recovery/
- 3) UNEP [2008], Global Green New deal: http://www.unep.org/Documents.Multilingual/Default.asp?DocumentID=548&ArticleID=5955&l=en
- 4) 寺島実郎・飯田哲也 [2009] 『グリーン・ニューディール』 NHK 生活白書
- 5) Porter, M. [1991] "America's Green Strategy", Scientific American, Apr. 1991.
- 6) Porter, M and C. van der Linde, "Toward a New Conception of the Environment-Competitiveness Relationship", *J. of Economic Perspective*, Vol.9, No.4, 1995.
- 7) Porter and van der Linde [1995].
- 8) Palmer, K., W. E. Oates and P. R. Portney [1995], "Tightening Environmental Standards: The Benefit-Cost or the No-cost Paradigm", *J. of Economic Perspective*, Vol.9, No.4, 1995.
- 9) Ambec, A., M. Cohen, S. Elgie and P. Lanoie [2011], "The Porter Hypothesis at 20: Can Environmental Regulation Enhance Innovation and Competitiveness?", DP11-01, Resource for the Future.
- 10) Kemp, R., and S. Pontoglio [2011], "The Innovation Effects of Environmental Policy Instruments A Typical Case of the Blind Men and the Elephant," *Ecological Economics*, Vol. 72, pp. 28-36.
- 11) OECD [2010], Taxation, Innovation and the Environment, OECD. Paris.

- 12) 朱顕・武石彰・米倉誠一郎 [2007] 「技術革新のタイミング:1970 年代における自動車排気浄化技術の事例」 『組織科学』 Vol.40, No.3, 2007., 中村吉明 [2008] 「環境規制はイノベーションを促進するか:ポーター仮説の検証」 『研究・技術計画学会 年次学術大会講演要旨集』 Vol.23, 2008.
- 13) 浜田宏一「デフレ下での政策決定:インサイダーの視点から」(岩田規久男他編『現代経済学の潮流 2004』 東洋経済 新報社)
- 14) 資源エネルギー庁 [2010] 『トップランナー基準 世界最高の省エネルギー機器の創出をめざして』
- 15) 伊藤康 [1999] 「トップランナー方式の意義と問題点」『環境と公害』 Vol.29, No1, 1999.
- 16) 文部科学省 [2013] 「平成 25 年度予算 (案) 主要事項」

- 執筆者プロフィール -



伊藤 康 科学技術動向研究センター 客員研究官 http://www.cuc.ac.jp/index.html

専門は環境経済学・地域経済学。高度成長期の日本の公害対策・環境政策の掘り起こしが研究の出発点。環境・エネルギー政策が技術開発・普及に与える影響を中心に研究を行ってきた。最近は、震災復旧・復興に関する研究にも力を入れている。



浦島 邦子 科学技術動向研究センター グリーンイノベーションユニット http://www.nistep.go.jp/index-j.html

工学博士。日本の電機メーカー、カナダ、アメリカ、フランスの大学、国立研究所、企業にてブラズマ技術を用いた環境汚染物質の処理ならびに除去技術の開発に従事後、2003年より現職。世界の環境とエネルギー全般に関する科学技術動向について主に調査中。